

2022年 6月 20日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原慶則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平田英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝倉 健 次



安全衛生委員会について (11)

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による、本年6月17日付「貴組合『安全衛生委員会について(10)』につきまして」と題する書面を頂きました、再三申し上げますが、貴社自らの失態を懲戒権をちらつかせて隠蔽しようとする上記書面は、速やかに撤回されるよう求め、嚴重に抗議申し上げるとともに、団体交渉開催を再度強く求めます。

記

- 1 上記書面によれば「業務の引継ぎに関する従業員への業務指示に関する連絡は、当社と従業員の間で行います。」と述べておられます。繰り返し上記主張を強弁されますが、労組法第1条に「使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。」と謳っています。「使用者と労働者との関係を規制する」ことが労働組合の目的であり、使用者はこれを尊重する義務を負っています。貴社乃至「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏が「当社と従業員の」関係だけをもって、当労組要求を無視したり団交拒否が正当化されるものではありません。
- 2 当労組は、その職務も業務内容も明らかにされていない「業務Gr.」なる部署も、上記の通り労組法もご理解頂けない伊東雅弘氏も、当労組との約束を反故

にし、ステークホルダーへの配慮義務よりも労組敵視政策のみに没頭されている姿に憂慮致します。当労組結成から2年半になろうとしています。貴社の労務・運営政策を、いい加減にまともな企業運営、企業経営に改善されるよう強く求めます。

また、安衛委員会の解散から3ヶ月を過ぎましたが、安衛法違反は明らかであり、早急に当労組推薦委員を含めて同委員会を発足させるよう貴社の法令遵守を求めます。

当労組が過半数組合として安衛委に委員を推薦することを拒んだ事実は一切存在しないのであり、貴社のいたずらな推薦妨害によって今日に至っていることを反省も含めて改められるよう強く求めます。

- 3 当労組は、本年6月14日付「安全衛生委員会について（10）」を貴社に送付し、本年6月17日（金）の引継ぎには出席出来ない旨お伝えしたにも関わらず、伊東氏が同日になって、朝倉分会長の職場を訪ね、「引継ぎを行なう」と述べ、これに対し、朝倉氏が「社長に連絡済である」、「安全衛生委員会は既に解任されている」などを述べ断ったところ、「前任者だから」と繰り返し述べ、引継ぎを強要する言動に及びました。伊東氏のこのような行為は、いったいこれは、尾原社長のご指示なのか、伊東氏の独断なのか、あるいは、伊東氏の上司なのか知る由もありませんが、当労組要求も回答も無視し、敢えて不当労働行為に及んだことは、断じて容認できるものではありません。

また、これまで数々の「業務Gr.」メンバーらによる職場風紀を乱す一方的な「不当辞令」、「不当な懲戒処分の強行」、「監視カメラ」の大量設置などの態度は「安全衛生委員会」やその「議長」を名乗る資格など到底考えられません。

上記理由により、「安全衛生委員会」発足の前に、「議長」、「安全管理者」の解任を強く求めます。

- 4 上記書面は、「本書面で申し入れの団交は不要であると存じます。」と述べておられますが、何ら合理的理由を示せない一方的な団交拒否であり、断じて認められません。当労組本年6月14日付「安全衛生委員会について（10）」で、申し上げた日程にて団体交渉を開催されるよう再度強く要求し、上記1～3についてのご回答を本年6月24日（金）17時30分までに当労組分会宛為されるよう強く求めます。

以上